
紀要 編集・投稿要領

- 第1条 この要領は、長野保健医療大学（以下「本学」という。）紀要委員会規程第8条に基づき、長野保健医療大学紀要（以下「本誌」という。）の編集・発行に必要な事項を定める。
- 2 本誌は原則として毎年度1巻を刊行する。
- 第2条 本誌を発行する目的は次のとおりとする。
- (1) 医学、理学療法学、作業療法学、看護学、その他医療・保健分野を中心に、広く学術の発展に寄与すること
 - (2) 長野保健医療大学に属する教員および長野保健医療大学の卒業生に研究発表の場を提供するとともに、研究・教育活動に関する情報発信を行うこと
 - (3) 地域における共同研究活動を促進すること
- 第3条 本誌の編集および刊行は、紀要委員会規程第1条第2項および第4条に基づき、学則第46条に基づく紀要委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- 第4条 掲載される原稿は次のとおりとする。
- (1) 学術研究に関する未発表の原稿で、他誌へ投稿中、または投稿の予定がない次のもの
 - 1) 原著論文
 - 2) 研究・調査報告、症例・実践報告
 - 3) 総説
 - (2) 教育・実習等に関する研究・調査・報告
 - (3) その他講演録、業績集、特集など紀要委員会で認めたもの
- 第5条 本誌への投稿ができる者は次のとおりとする。
- (1) 長野保健医療大学の専任教員および兼任教員
 - (2) 長野保健医療大学および長野医療技術専門学校の卒業生
 - (3) 紀要委員会が寄稿を依頼した者または投稿を認めた者
- 2 前項の各号の者を筆頭著者または共著者として投稿する者
- 第6条 本誌に掲載された論文等の著作権は本学に帰属する。他誌等へ全文あるいは一部(図、表など)を転載する場合は、自身の論文であっても委員会の承認を要する。
- 2 著者の論文への責任および著作権移譲の確認のため、投稿の際には、別に定める誓約書・著作権移譲書、利益相反状態自己申告書および投稿承諾書を投稿論文に添付する。
 - 3 本誌の掲載論文および目次を含む内容の全てもしくは一部は、本学の機関リポジトリ上で公開する。本誌への投稿に際しては、機関リポジトリでの公開に全著者が同意している旨を別に定める書式にて提出する。但し、委員会が特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。
- 第7条 人を対象とする研究では「ヘルシンキ宣言」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守し、本学あるいは他大学等の研究機関が設置する倫理委員会の承認を得て適切に行われていることを論文中に示さなくてはならない。

第8条 投稿原稿の採否は、委員会が依頼した査読者が行った査読結果を基に、委員会で決定する。

- 2 採否の判定は、採用、修正後採用、修正後再査読、不採用のいずれかとし、速やかに著者に結果を知らせる。

第9条 原稿の様式は次のとおりとする。

- (1) 原稿はワードプロセッサを用いて作成し、電子的ファイルあるいはA4サイズ用の紙にプリントアウトしたものとする。日本語論文の場合、1ページは40字×25行とし、行間を十分にあけること。英語論文の場合はダブルスペースとする。
- (2) 原稿には表紙をつけ、題目、著者名、所属、Key words (3語)を、いずれも日本語と英語の両方で記載し、連絡先(電話、Fax、E-mailアドレスを含む)を明記しておく。原稿には通しページを記入する。
- (3) 原著論文および総説は、原則として図表を含めて刷り上がり8ページ以内(約16,000字以内)とする。図・表・写真に関しては原則として400字相当(原稿用紙一枚)と数える。
- (4) 日本語論文の場合は、表紙の次に和文要旨(400字程度)を付け、最後に英文要旨(250語程度)を付ける。英語論文の場合は、表紙の次に英文要旨(250語程度)を付ける。図表や写真、段組などのレイアウトは委員会に一任する。
- (5) 原著論文と総説以外の原稿は、原則として図表を含めて刷り上がり4ページ以内とする。字数、表紙、要旨については、原著論文・総説に準じ、英語による題目、著者名、所属、Key words、英文要旨については、投稿者の任意とする。
- (6) 数字は特別な場合を除き算用数字を用い、度量衡の単位は国際単位系(SI)の使用を基本とする。
- (7) 章には算用数字で番号を振りピリオドを付す。章より下位の項番号はハイフンで並べる。(章番号の例 第1章:1.、第1章第1節:1-1.)
- (8) 投稿された原稿は原則として返却しない。

第10条 本誌への投稿は、次に掲げる方法をもって行う。

- (1) 各巻号の投稿期日は、委員会で決定し公表する。原稿の受付と査読は随時行う。
- (2) 投稿時には、本要領第9条の様式に則った原稿を2部提出する。
- (3) 投稿原稿には、本要領第6条に定める投稿承諾書・誓約書・著作権移譲書を添付する。
- (4) ワードプロセッサ等を用いて電子的に作成された原稿データの提出方法は別に定める。
- (5) 掲載決定通知を受領後、修正のある場合は最終原稿(著者名、所属の明記してある表紙、和文・英文要旨を含む)を提出する。英文要旨は、題目、著者名、所属、Key words、要旨の順にダブルスペースでプリントし、正確な日本語訳を添える。
- (6) 前第5項の原稿、図表等のタイトルおよび要旨を保存したテキストファイルを、プリントアウトした原稿と併せ、電子データとして提出する。
- (7) 原稿の提出先は、委員会とする。

第11条 著者校正は原則として初校のみとする。校正は脱字、誤植のみとし、原文の変更、削除、挿入は認めない。

第12条 投稿論文の投稿料、掲載料および別刷30部は無料とする。

第13条 投稿論文に引用する文献は、本文中には括弧に入れた上付き文字にて引用順に引用番号のみを記載し、以下の様式にて、本文のあとに引用番号を付して、まとめて記載する。引用した文献の著者、編者が多数の場合は3名までを記載し、越えた場合は「・・・他」、「・・・et al.」のように記載する。

(1) 単行本の場合

1) 単独あるいは共同執筆の場合

引用番号, 著者名, 書名, 出版社名, 発行地, 発行年, 引用ページを例に従って記載する。

和文例: 1. 藤田哲: 改訂 食用油脂 - その利用と油脂食品 -. 幸書房, 東京, 2011; pp 95-105.

2. 糖尿病学会編著: 糖尿病治療ガイドライン2016. 南江堂, 東京, 2016.

英文例: 3. Freedman DA: Statistical Models: Theory And Practice Revised Edition, Cambridge University Press, New York, 2009; pp 41-60.

2) 分担執筆の場合

引用番号, 著者名, 論文題名, 編者名(編), 書名, 出版社名, 発行地, 発行年, 引用ページを例に従って記載する。

和文例: 1. 海老原覚: 心臓・血管と肺. 上月正博(編著): 重複障害のリハビリテーション. 三輪書店, 東京, 2015; pp 89-92.

英文例: 2. Greenland S, Rothman KJ: Introduction to Stratified Analysis. Rothman KJ, Greenland S, Lash TL (eds): Modern Epidemiology. 3rd ed: Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, 2008; pp258-282.

(2) 雑誌の場合

引用番号, 著者名, 論文題名, 雑誌名, 発行年, 巻(号), ページを例に従って記載する。

和文例: 1. 玉腰暁子, 武藤香織: 多施設共同疫学研究における中央事務局業務 実態の類型化と今後の標準化にむけて. 日本公衆衛生雑誌, 2013; 10: 631-638.

英文例: 2. Lord SE, Rochester L: Measurement of Community Ambulation After Stroke: Current Status and Future Developments. Stroke, 2005; 36: 1457-1461.

(3) インターネット上のサイト・ページの場合

引用番号, 著者名, 題名, および Available from: URL (引用日) を例に従って記載する。

和文例: 1. 日本経済再生本部: ロボット新戦略. 2015; Available from: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/robot/pdf/senryaku.pdf> (2019年2月19日引用)

英文例: 2. The Japanese Circulation Society: Guidelines for the Diagnosis and Treatment of Circulatory Diseases (Report of the FY2011 Joint Research Team). Osaka, Available from: http://www.jacr.jp/web/pdf/JCS2012_nohara_d_2015.01.14.pdf (cited on May 27 2018).

第14条 この規定の改正および変更は、紀要委員会規程第4条に定める審議事項とする。

- 2 委員会がこの規定を改正あるいは変更したときは、紀要委員会規程第6条に基づき、直近の教授会において報告し、了承を得るものとする。

附則

- 1 本要領は令和元年7月1日から施行する。
但し、機関リポジトリでの公開は、本誌が刊行され機関リポジトリが設置された後とする。